

令和4年度福島県登録販売者試験・毒物劇物取扱者試験業務

入札説明書

福島県保健福祉部薬務課

入札説明書

この入札説明書は、令和4年度福島県登録販売者試験・毒物劇物取扱者試験業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定等に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和4年度福島県登録販売者試験・毒物劇物取扱者試験業務委託

(2) 業務の内容

別紙「令和4年度福島県登録販売者試験・毒物劇物取扱者試験業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和4年10月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 本公告に示した仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(5) 当該業務の性質上、情報を適切に管理し機密を保持するための包括的な取り組みを実施している業者を選定することが必要であることから、「プライバシーマーク付与認定」又は個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等を取得している者であること。

(6) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、下記(1)に示す書類を、(3)に示す場所に提出し、当該資格確認の申請を行うこと。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、本件入札に参加する資格が与えられないので注意すること。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 上記申請書に記載の添付書類

※後日、一般競争入札参加資格確認通知書を送付するので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び名称を記載し、82円切手を貼付した長3号封筒を上記申請書と併せて提出すること。

(2) 提出期限

令和4年3月22日(火)午後5時まで必着

(3) 提出場所

郵便番号 960-8670

住 所 福島市杉妻町2番16号

機 関 名 福島県保健福祉部薬務課

電話番号 024-521-7233

(4) 提出方法

郵送による。

(5) その他

資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

上記3(3)に同じ。

(2) 入札説明書の公開

福島県保健福祉部薬務課ホームページにおいて公開する。

なお、入札説明書、仕様書、入札様式等は上記ホームページからダウンロードして入手することができる。

(3) 入札及び開札の日時

令和4年4月13日(水)午前10時30分

(4) 入札及び開札の場所

福島市中町8-2

福島県自治会館 1階 101会議室

※会場は午前10時30分に閉鎖する。閉鎖後は入札への参加を認めない。

5 入札書の提出方法

- (1) 入札者は、入札書（様式5）に必要とする事項を記載し、上記4（3）、（4）に示す日時、場所に提出すること。また、併せて見積内訳書（様式6）を提出すること。
- (2) 郵便等による入札は認めない。
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、名称、代表者職・氏名の記載および代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。
- (4) 入札書及び見積内訳書は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、会社名、件名及び開札日を記載すること。
- (5) 入札書には、別封として次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（県から送付を受けたもの）の写し
 - イ 委任状（様式7）（代理人が出席し入札する場合）
 - ウ 入札保証金納付免除通知書（県から送付を受けたもの）の写し（入札保証金の免除を希望する場合）
 - エ 入札保証金を納付した領収書の写し（入札保証金を納付する場合）

6 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札書の提出までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、上記3（2）に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式2）を上記3（3）に示す場所に郵送により提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者はこの限りでない。

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第251条及び第253条に定めるところによる。

7 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記4(3)、(4)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記5(5)で指定する書類の確認を受けるものとする。
なお、入札者で入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人に立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとみなす。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問・回答書(様式8)により令和4年3月15日(火)までに福島県知事に説明を求めることができる。
福島県知事は、電話又はファクシミリにより回答するが、その内容が他の入札参加希望者も知る必要があると判断した場合には、福島県保健福祉部薬務課の入札公告ホームページに掲載して、他の入札参加希望者にも周知する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。
なお、入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり
代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(6) 記名、押印を欠く入札

(7) 金額を訂正した入札

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない
入札又は後発の入札

(10) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札

(11) 提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者の入札

(12) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

(13) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

(1) 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な
入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者

にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

13 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第231条及び第233条に定めるところによる。

14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、施行令第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

15 契約条項

契約書及び財務規則による。

16 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。

17 当該調達契約に関する事務を担当する課

上記3(3)に同じ。

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- 二 施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- 三 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 その他別に定めるとき。

2 （略）

（入札保証金の納付等）

第251条 契約権者は、第二百四十九条第一項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除した場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第六章又は第九章の規定の例による。

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 (略)

四 施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五から十五まで (略)

十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

十七及び十八 (略)

2 (略)

(契約保証金の納付等)

第231条 契約権者は、第二百二十九条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の金額(その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第六章又は第九章の規定の例による。